

取引先持株会の概要と関連法令について

1. 持株会とは

一般に持株会とは、上場企業などの従業員が自分の勤めている会社の株式を定期的に購入し、中長期的な資産形成を支援する制度（従業員持株会）をいいます。

○株式取得の仕組み

株式取得の仕組みは、「株式累積投資」と似ており、持株会に加入している会員一人一人の株式購入代金（拠出金）を取りまとめ、持株会規約により予め定めた日に株式を購入していきます。

一定期間毎に一定金額を継続的に投資する方法である「ドル・コスト平均法（定額購入法ともいいます）」で株式を購入するため、株価が高い時は少ない株数を、株価が安い時は多くの株数を買うことになります。これによって、中長期的に株式を買い続けていくと、株価が高い時も安い時も同じ株数を買う場合に比べて、1株当たりの平均買付価格を低くすることができます。（購入単価の平準化効果）

○取得した株式の管理

持株会が取得した株式は、持株会名義となり、管理信託財産として証券会社等にて保管されます。

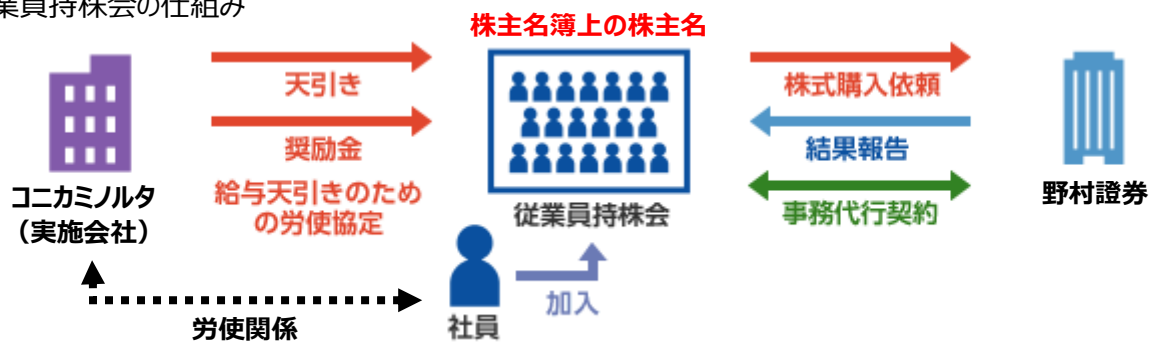
※会員は共同委託者、理事長は受託者となります

2. 持株会の種類

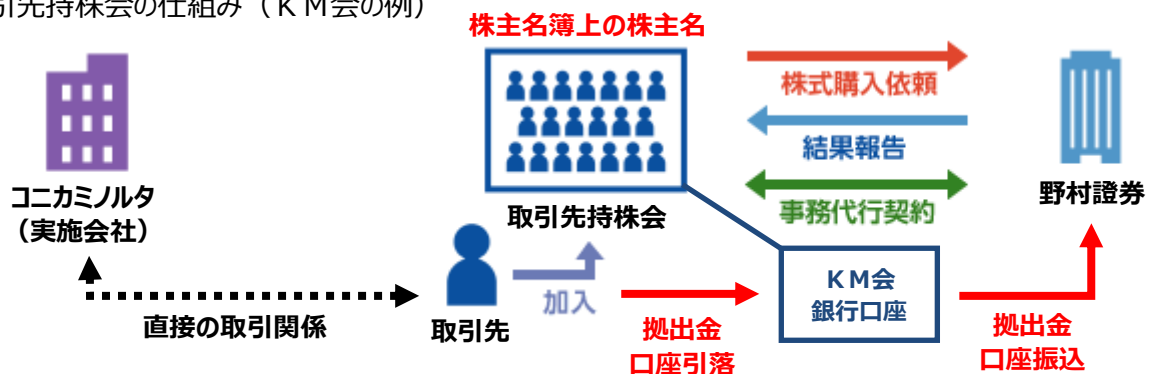
持株会の種類	構成員	取得対象株式
従業員持株会	①実施会社の従業員 ②実施会社の被支配会社従業員	自社株式
取引先持株会	○実施会社と取引関係にある会社又はその代表者 （子会社及び上場会社を除く）	取引先の株式

※上記の他、役員持株会や拡大従業員持株会などがあります

■従業員持株会の仕組み



■取引先持株会の仕組み（KM会の例）



3. 持株制度に対する法的規制

持株制度においては、下記の図表のとおり、様々な法律等関連法令及び関係諸規則の規制等を受けるため、それぞれを遵守した上で適正な運営がなされる必要があります。

コニカミルタK M会の規約及び細則については、日本証券業協会発行の「持株制度に関するガイドライン」を基に作成しており、適法かつ適正な運営を図っております。

【持株制度に係る法律等関連法令及び関係諸規則】

※取引先持株会に係るものは「**赤文字**」にて表記しています

- **金融商品取引法**
⇒ 「有価証券」の定義をはじめとした持株制度全般
- **金融商品取引法施行令**
⇒ 義務的公開買付けが免除される場合（適用除外）
- **金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令**
⇒ 「被支配会社の定義」
- **発行者以外による株券等の公開買い付けの開示に関する内閣府令**
⇒ 義務的公開買付けが免除される場合（適用除外）
- **株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令**
⇒ 取引先持株会等において保有する株券等は大量保有府令第4条第10号（役員・従業員持株会の適用除外）によって保有から除かれることとはならない
- **有価証券の取引等の規制に関する内閣府令**
⇒ インサイダー取引規制の適用除外の規定
- 投資信託及び投資法人に関する法律
- 民法
- **会社法**
⇒ 株主としての権利の行使（議決権等）
- **私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律**
⇒ 優越的な地位の濫用の防止等
- 労働基準法
- 日本証券業協会自主規制規則
- 外国証券の取引に関する規制

[持株制度に関するガイドライン
（日本証券業協会へのリンク）](#)

コニカミルタK M会
規約及び細則

以上